

瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第6号

瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の退職手当に関する条例（昭和38年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市長、副市長及び教育長の退職手当) 第11条 市長、副市長及び教育長が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、第3条、第5条及び第8条の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に、市長、副市長又は教育長（以下「市長等」という。）として引き続いた在職期間の年数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 市長 <u>100分の470</u> (2) 副市長 <u>100分の310</u> (3) 教育長 <u>100分の230</u> 2及び3 <省略> 附 則 1から4まで <省略> 5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年瀬戸市条例第2	(市長、副市長及び教育長の退職手当) 第11条 市長、副市長及び教育長が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、第3条、第5条及び第8条の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に、市長、副市長又は教育長（以下「市長等」という。）として引き続いた在職期間の年数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 市長 <u>100分の490</u> (2) 副市長 <u>100分の320</u> (3) 教育長 <u>100分の240</u> 2及び3 <省略> 附 則 1から4まで <省略> 5 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年瀬戸市条例第2

<p>9号。以下「条例第29号」という。) 附則第3項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。</p> <p>6から8まで <省略></p>	<p>9号。以下「条例第29号」という。) 附則第3項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。</p> <p>6から8まで <省略></p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。